

●香川県教育委員会告示第1号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を香川県指定有形文化財に指定する。

令和3年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
木造六字明王立像 1 軀	高松市多肥上町886番地1	宗教法人 行徳院
木造薬師如来坐像（金堂安置） 1 軀 附 像内納入文書 4 通 造立関連文書（15通） 1 卷、2 冊、8 通	善通寺市善通寺町3丁目	宗教法人 善通寺